## ご契約者様

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業における電気料金の軽減措置継続について

平素より再エネ由来電力普及促進モデル事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「電気・ガス価格激変緩和対策」において、エネルギー価格の高騰により厳しい状況にある家庭や企業の負担を軽減するため、使用量に応じた料金の値引きを行っておりました。2023 年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、電気使用量に応じた料金の値引きを下記のとおり行うこととしましたので、お知らせいたします。

記

# 1 適用期間

令和5年1月使用分から令和6年5月使用分まで ※適用期間については、各需要家により異なります。

## 2 料金

適用期間における、電気供給約款に定める電気料金は、3に定める政府支援金を差し引いたものといたします。

## 3 政府支援金

政府支援金は、その1月の使用電力量に以下の割引単価を適用して算定いたします。

期間	低圧で供給を受ける場合	高圧で供給を受ける場合
令和5年9月使用分から	2 円 50 咎	1 田 00 往
令和6年4月使用分まで※	3 円 50 銭	1円80銭
令和6年5月使用分※	1円80銭	0円90銭

※各値引き単価の適用される期間は、各需要家により異なります。

(値引き例)

高圧契約の需要家における 2 月分使用電力量が、3,800kWh の場合 3,800kWh × 1.8 円 = 6,840 円の政府支援金による値引き